判決年月日	平成25年9月25日	担当部	知的財産高等裁判所	第3部
事件番号	平成25年(行ケ)第10031号			

○ 本件商標「グラム」について、原告による使用の事実が認められないとして一部商品につき登録を取り消した審決につき使用の事実が認められるとして取り消した事例

## (関連条文) 商標法50条

原告は、「グラム」の片仮名文字を横書きにしてなる本件商標の商標権者である。被告が、本件商標の指定商品中「第25類 被服」につき商標法50条1項に基づく不使用による商標登録取消審判を請求した。これに対し、原告は、本件審判請求登録前3年以内に(要証期間)、本件商標の通常使用権者(原告傘下の中国法人)が、本件商標と社会通念上同一である商標(Gram)(本件使用商標)を表示した下げ札(本件下げ札)を付したダウンジャケット(本件商品)を日本国内所在のA社に譲渡することにより、本件商標を使用した旨主張した。しかし、特許庁は、本件商標の指定商品中「第25類 被服」について、使用の事実が認められないとし、その登録を取り消す旨の審決をしたため、原告が本件審決取消訴訟を提起した。

本判決は、審決と異なり、本件商標の通常使用権者が、要証期間内において、指定商品に属する本件商品に、本件商標と社会通念上同一である商標を表示した下げ札を付し、これをA社に販売し、同法人がさらにこれを販売した事実が認められるとした。

被告は、本判決が認定の根拠とした、本件下げ札を本件商品に付すように指示する旨の記載のある書面(本件指示書)や本件下げ札が本件商品に付されていたこと等の記載のあるA社の代表取締役の陳述等の信用性を争った。これに対し、本判決は、①本件指示書には、「S/No」との記載の後に本件商品の番号が記載された上でその下に本件下げ札が表示され、更にその下に「\*去年のS/NO.056800に付けてたタグを全品番付けて下さい。」、「7/14」との記載等があるところ、本件指示書はA社が作成したものとみて不自然ではないし、本件指示書には本件下げ札が表示されていることからして、付すように依頼したタグは本件下げ札であるとみることができる、②本件指示書には本件商品の製品番号が記載されているところ、本件商品の販売、納入時期に照らすと、「7/14」の記載は本件指示書の発行目であるとみるのが自然である、③さらに、A社作成の本件商品の発注書に、「タグ付けして納品」との記載があることに照らすと、本件指示書はA社から通常使用権者に宛てられたものであるとみるのが自然である、とした。そしてA社の代表取締役の陳述内容にも照らすと、本件指示書は、A社が、通常使用権者に対し、平成22年7月14日付けで、本件商品に本件下げ札を付するよう指示をしたことを示すものであること、通常使用権者は、これに基づき本件商品に本件下げ札を付したことが認められ、これをA社に譲渡したもので

ある,と判断した。

さらに,被告は,本件商品には,本件下げ札のほかに,他の者(A社の販売先の会社)の 有する登録商標を表示した襟ネーム等も付されているので,本件商品に付された本件商標は, 被服ではなく本件商品に使用された素材を示すために用いられており,本件商標が被服に使 用されたとはいえない旨主張した。これに対し、本判決は、本件商品は、通常使用権者によ りODM型生産(Original Design Manufactured:受託先が 商品企画から生産、その後の流通まで行い、委託先に商品(完成品)を提供することを主な 業態とするモデル)により生産された上で譲渡されたものであり、本件下げ札は、その際に 本件商品に付されたものであることに加え,本件下げ札の記載内容に照らすと,通常使用権 者がODM型生産をした本件商品に使用した原告の素材が非常に軽いため,本件商品が,軽 量感のあるソフトな風合いの機能性,快適性に優れるものであることを示すものであるとも 解することができ、本件商品が原告の素材を使用した、「Gram」ブランドの衣類である などというように、被服である本件商品の出所及び品質等を示すものとして用いられている ものとも理解し得るものであることを理由に,本件商品は,上記襟ネーム等に表示された登 録商標の商標権者(A社の販売先)の商品として、同商標が付されると共に、通常使用権者 により原告の特殊軽量素材の生地を使用してODM型生産された,軽量感のあるソフトな風 合いの機能性, 快適性に優れた衣類であることも表示するものとして, 本件使用商標が付さ れて販売されたものであり、単に、本件商品に使用された素材を示すために、本件使用商標 が本件商品に付されたものとみることは相当ではない、と判断した。

以上を前提として、本判決は、本件商標の通常使用権者は、要証期間内に、本件商標と社会通念上同一の商標を表示した本件下げ札を付した本件商品を日本国内所在のA社に譲渡し、さらにA社が本件商品を販売したものといえるので、本件商標の通常使用権者が本件商標の指定商品中「被服」に本件商標を使用したものと認められるとして、審決を取り消したものである。